

岐阜聖徳学園大学後援会規約

- 第1条 本会は岐阜聖徳学園大学・短期大学部後援会（以下「本会」という）と称し、事務局を岐阜聖徳学園大学事務局内に置く。
- 第2条 本会は岐阜聖徳学園大学及び短期大学部（以下「本学」という）における教育及び研究活動を後援し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）教育及び研究に関する施設、設備充実の後援
（2）学生及び教職員の教育及び研究活動等の後援
（3）その他必要と認める事項
2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第4条 本会は本学学生の保護者及び関係者をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
（1）会長 1名
（2）副会長 5名（内1名会計兼務）
（3）理事 20名以内
（4）監事 2名
2 本会に前項に定める役員以外に必要なに応じ顧問（若干名）及び学識経験者の中から参与を置くことができる。
3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
（1）会長は、本会を代表しその業務を総理する。
（2）副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
（3）理事は、会長の提出する議案を審議し、会務を執行する。
（4）監事は、本会の監査に当たる。
（5）顧問は、会長の諮問に応ずる。
2 参与は、本会発展のため重要事項について会長に助言することができる。
- 第7条 会長・副会長は、理事会において候補者を選考し、総会の議を経て決定する。
2 理事・監事は、会員中より適任者を選び会長が委嘱する。
3 顧問は、会長が委嘱する。
4 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
5 本会の事務に、本学事務職員の中から若干名を会長が委嘱する。
- 第8条 本会の会議は、定期総会・臨時総会・理事会・本部役員会の4種とする。
（1）定期総会は、毎年1回開催し、会長・副会長の選出、会計・会務の報告、事業計画・予算案の承認、その他必要な事項を審議する。
（2）臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要求があった場合開催する。
（3）理事会は、第5条第1項の者をもって組織し、会長が必要と認めた場合開催し、本会の業務遂行に必要な事項について審議する。
（4）本部役員会は、第5条第1項第1号及び第2号の者をもって組織し、理事会・総会の予審、その他本会の必要な事項について協議する。
2 会議は、会長が招集しその議長となる。
3 本会の議事は、出席した構成員（委任状提出者を含む）の半数以上をもって決し、可否同数の時は議長の決すところによる。やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
4 緊急を要する事項については、理事会の決議をもって総会の決議に変えることができる。ただし、次回総会に報告するものとする。
- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条 本会に次の委員会を必要に応じて置くことができる。
（1）就職対策委員会
（2）広報対策委員会
（3）災害対策委員会
（4）厚生補導委員会
2 委員会の委員は理事をもってこれに充てる。
3 委員会内規は別に定める。
- 第11条 本規約の改廃は理事会で審議し、総会の議を経て決定する。

附 則

- この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- この規約の施行をもって、岐阜聖徳学園大学後援会規約（平成13年4月10日施行）及び岐阜聖徳学園大学短期大学部後援会規約（平成13年4月8日付施行）は廃止する。
- この規約は、平成20年6月12日から施行する。
- この規約は、平成23年6月16日から施行する。
- この規約は、平成30年6月21日から施行する。
- この規約は、令和2年7月30日から施行する。